

戸田市
子ども・子育て支援事業計画
【概要版】（案）

平成 27 年 3 月

<計画策定の趣旨>

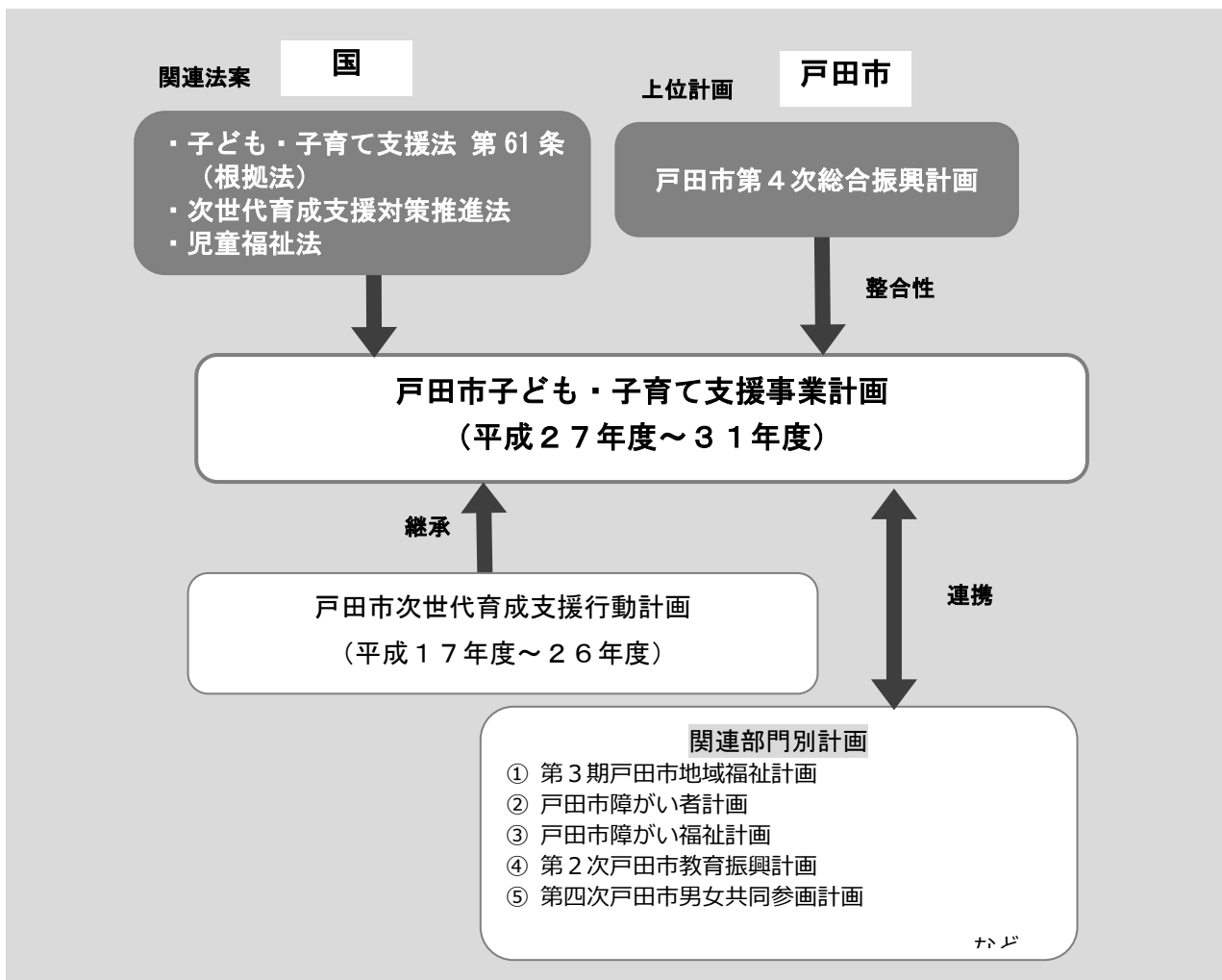
我が国においては、少子化が急速に進行しており、その背景として、家族、地域を取り巻く社会環境の変化や非正規雇用をはじめとする雇用の流動化、結婚・出産等に対する価値観の多様化などが指摘されています。また、近年における核家族の増加やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、子育ての負担感が増大する中で、育児疲れや児童虐待などの問題も大きくクローズアップされてきました。

国においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実等のため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「**子ども・子育て関連 3 法**」を制定し、「**子ども・子育て支援新制度**」が創設されました。また、「次世代育成支援対策推進法」は、引き続き期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、平成 37 年 3 月 31 日までの 10 年間の延長とされました。

本市においては、これまで推進してきた「戸田市次世代育成支援行動計画」を継承しながら、子ども・子育て支援法に基づいた市町村計画の内容を新たに盛り込み、より手厚い次世代育成支援を推進するために「戸田差異子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

<計画期間と位置づけ>

本計画の期間は、法律に基づき、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。



<新制度の概要>

平成 24 年 8 月に成立した **子ども・子育て関連 3 法** に基づく制度で、平成 27 年度からスタートします。



子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）



子どもが輝くまち とだ ～子どもとおとなでつくる確かな次代～



地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保及びその時期を定め、市民のニーズに応じていくための施策を推進するものとし、さらにこれまで取組を進めてきた「戸田市次世代育成支援行動計画」の基本理念のもと基本的な考え方等を継承し、総合的な子ども・子育て支援を推進する計画とします。

子ども本位の教育・保育事業

- 1 すべての子どもに対する質の高い教育・保育の事業の提供
- 2 教育・保育を一体的に担う人材の確保・育成
- 3 発達障害を含む特別支援の充実

多様化する保育ニーズへの対応

- 1 保育の必要性認定要件の緩和等への対応
- 2 乳児を中心とする潜在的保育ニーズへの対応

持続可能なサービス供給体制の確保

- 1 将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえた供給体制の整備
- 2 教育・保育提供区域ごとのサービス

妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援

- 1 働く保護者が子どもと向き合える環境づくり
- 2 育児疲れなどに起因する児童虐待の防止
- 3 子どもの育ちに応じたきめ細かな情報提供
- 4 小学校への円滑な接続





幼児期の教育・保育施設の整備

見込みの学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込と確保の内容は以下とおりです。

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の見込み	B 確保の内容				B計	B-A	
			保育施設	確認を受けない幼稚園	地域型保育事業	認可外保育施設			
平成27年度	1号認定	2,691	0	2,920			2,920	229	
	2号認定	学校教育を希望	374	1,798			73	1,871	199
		上記以外	1,298						
	3号認定	0歳児	208	187		0	41	228	20
		1・2歳児	949	702		0	275	977	28
		5,520							



平成31年度	1号認定	2,795	0	2,920			2,920	125	
	2号認定	学校教育を希望	400	2,356			73	2,429	138
		上記以外	1,891						
	3号認定	0歳児	259	259		9	41	309	50
		1・2歳児	1,320	1,018		36	275	1,329	9
		6,665							

地域子ども・子育て支援事業の整備

		平成27年度	31年度	単位
(新規) 利用者支援事業		確保提供量	1	か所
子育て支援センター、親子ふれあい広場、戸田公園駅前子育て広場、さんさん広場		量の見込み	111,787	延べ利用回数/年
		確保提供量	111,787	
妊婦健康診査		量の見込み	1,682	人
		確保提供量	1,682	
こんにちは赤ちゃん訪問事業		量の見込み	1,469	人
		確保提供量	1,469	
養育支援訪問事業		量の見込み	4	人
		確保提供量	4	
ショートステイ事業		量の見込み	195	人
		確保提供量	252	
トワイライトステイ事業		確保提供量	2,260	人
		量の見込み	2,238	
ファミリー・サポート・センター事業		確保提供量	2,238	人
		量の見込み	2,457	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の預かり保育)		確保提供量	2,457	延べ利用者数/年
		量の見込み	26,201	
一時預かり事業 (預かり保育以外)		確保提供量	26,201	延べ利用者数/年
		一時保育事業	12,426	
戸田公園駅前子育て広場一時預かり		確保提供量	12,426	延べ利用者数/年
		確保提供量	24,600	
延長保育事業		確保提供量	24,600	延べ利用者数/年
		量の見込み	1,440	
病児・病後児保育事業		確保提供量	1,440	延べ利用者数/年
		量の見込み	644	
学童保育事業 (放課後児童健全育成事業)		確保提供量	3,442	延べ利用者数/年
		量の見込み	562	
		確保提供量	2,880	延べ利用者数/年
		量の見込み	1,401	
		確保提供量	1,416	人
		量の見込み	1,610	
		確保提供量	1,660	
		量の見込み		



1 就学前における教育・保育事業の充実

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられています。本市においても、利用者ニーズや幼稚園、保育所等の事業者の意向、施設・設備要件の状況などを十分にふまえながら、今後認定こども園の普及を図ります。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

幼稚園教諭や保育士等による合同研修の開催などによる職員の資質向上や連携体制の構築を図りながら、人材の確保や育成に向けた支援のあり方を検討します。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることをふまえ、一体的な教育・保育の提供に努めます。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実に取り組みます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設と、地域に根差した身近な場で保育を提供する地域型保育事業が補完し合うため、十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

(5) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。



2 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策

(1) 子育てに関する情報提供の充実

必要な人に、必要な情報が提供できるよう多様な媒体・機会を活用して、子ども・子育てに関する情報を提供します。

(2) 子育て相談体制の充実

相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう、専門的なものから気軽に利用できる身近な相談窓口まで、多様で利用しやすい相談体制の充実に努めます。

(3) 多様なニーズに対応した保育の拡充

保育需要が高い0歳児、1歳児など低年齢児の受入枠の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの提供に努めます。

(4) 保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう子どもの視点に配慮した保育の質の向上を図ります。

(5) 市民・民間企業等との連携

民間法人などの保育事業への参入を促進するとともに、家庭保育室など認可外保育施設に対して、良好な保育環境の整備に向けて指導・監督及び支援を推進します。また、地域での子育て支援であるファミリー・サポート・センターの充実を図ります。



3 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待の予防

健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援が必要な家庭の早期把握による支援の実施や地域子育て支援拠点、子育て講座等の実施により子育て不安や負担感の軽減を図ります。

(2) 児童虐待の発見・相談体制の整備

要保護児童対策地域協議会における虐待の早期発見の徹底や子育て関連施設や市民への周知及び協力要請などにより、発見体制の充実を図ります。

また、専門の職員の配置や研修の実施など相談体制を強化し、必要な場合は遅滞なく児童相談所の権限及び専門的な知識や技術を求めるなど連携の強化を図ります。

(3) 社会的養護施策との連携

子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携や母子生活支援施設の充実など社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援へ活用していき、地域、関係機関の理解と協力のもと、里親制度の普及・啓発による里親の支援や児童養護施設等への支援など地域の中で社会的養護が行えるような支援体制を整備します。



4 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 子育て・生活の支援

- ①母子自立支援員による相談支援の充実
- ②専門的な相談支援の情報提供及び連携
- ③ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ④母子生活支援施設への入所支援
- ⑤住居に関する支援
- ⑥情報提供の充実

(2) 就業支援

- ①母子自立支援員による就業支援の充実
- ②母子自立支援プログラム策定事業の推進
- ③ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ④ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

(3) 経済的支援

- ①児童扶養手当の給付
- ②ひとり親家庭等医療費助成の充実
- ③遺児手当
- ④母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付の利用促進



5 障害児施策の充実

(1) 障害の原因となる疾病の予防と早期発見

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業等を通じて、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。また、乳幼児期からの適切な予防接種の実施により、感染症の発症・蔓延を防止し、重症化予防に努めます。そして、乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病や障害の早期発見、早期治療・療育へとつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

(2) 年齢や障害等に応じた専門的なサービスの提供

障害児支援の利用計画等を作成・活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

また、障害児が地域の中で生まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などの障害福祉サービスを提供します。

(3) 障害の有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上などに継続的に取り組むことにより、障害児の受け入れ体制の充実を図ります。

また、児童発達支援センター等と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用し、教育・保育施設において、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

さらに、発達障害への理解促進を図りながら、総合的な生活支援等を行います。



6 子育てと仕事の両立に向けた支援

（１）利用者に対する両立支援制度の適切な周知

新たにスタートする利用者支援事業において、それぞれの家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、利用手続きなどの支援を行います。

また、父親の育児参加を積極的に促進するため、両親学級などの開催を通じて、父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

（２）男女共同参画の意識づくり

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく男女が互いの人権を尊重しあいながら自分らしく生きることの大切さとともに、子育てに男女でかかわることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

（３）相談事業の充実

女性の自立やドメスティック・バイオレンス(DV)など、男女共同参画にかかわる様々な悩みや問題の解決に必要な相談・支援を実施します。

（４）子育て後の就業支援

出産・子育て等のために離職した女性の再就職支援を行います。



7 母子保健の推進

（１）健康な妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康管理を支援するとともに、健康についての相談、知識の普及や情報の提供に努めます。また、妊娠を望む女性や家族が、不妊の不安を解消し、治療費助成など制度を活用できるよう支援します。

（２）健やかな成長・発達支援

- | | |
|----------------|--------------|
| ①疾病予防 | ③「食育」の推進 |
| ②乳幼児健康相談・支援の充実 | ④事故等の防止対策の充実 |



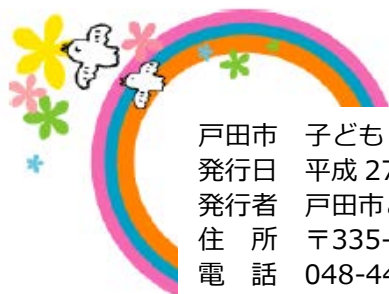
8 放課後児童の健全育成の推進

（１）放課後事業の推進（放課後子ども総合プラン）

- | | |
|----------------|----------------------|
| ①学童保育室の充実 | ③学童保育室と放課後子ども教室の一体運営 |
| ②放課後子ども教室事業の推進 | ④青少年の居場所事業の拡充 |

（２）子ども・若者育成支援の推進

次代の社会の担い手である子ども・若者をめぐる環境の悪化に伴い、社会生活を円滑に営むことが困難である子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成をするための総合的な育成支援をするために制定された、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策の推進に努めます。



戸田市 子ども・子育て支援事業計画 概要版
 発行日 平成 27 年 3 月
 発行者 戸田市こども青少年部 こども家庭課
 住 所 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 18 番 1 号
 電 話 048-441-1800 F A X 048-432-8510